

■ 優遇条件

適用期間 2024年4月1日から2025年3月31日

以下の項目のうち、世帯で★4つ以上満たすことにより、メイン化先として優遇金利を適用させていただきます。

★2つ 項目	★★	住宅ローン契約	左記項目のうち 世帯取引による ★が4つ以上で 優遇金利適用
	★★	給振契約（最新振込日が過去6ヶ月以内にあれば有）	
	★★	年金振込契約（最新振込日が過去6ヶ月以内にあれば有）	
	★★	クレジット口座振替契約（1年以内の口座振替実績有）	
★1つ 項目	★	定期預金（世帯総残高が1,000千円以上ある）	
	★	定期積金（世帯総掛込金額が20千円以上ある）	
	★	消費者ローン契約 （消費者ローン残高がある ※カードローンは除く）	
	★	口座振替契約(クレジット口座振替契約以外) ※2件以上 （1年以内の口座振替実績有）	
	★	30歳以下の普通預金口座開設	